○関東地方整備局告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十六日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第千六百七十三号越谷都市計画道路事業三・四・八号八潮越谷線

三　事業施行期間　自昭和六十三年七月二十九日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十六日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二百五号越谷都市計画道路事業三・三・二十一号南浦和越谷線

三　事業施行期間　自平成九年二月十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十六日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第三百四十号我孫子都市計画道路事業三・四・八号湖北駅・北口線及び三・五・十六号我孫子・布佐線

三　事業施行期間　自平成十五年十二月二十六日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十六日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第五百九十七号木更津都市計画道路事業三・三・七号中野畑沢線

三　事業施行期間　自平成五年三月八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十六日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第百五十号市川都市計画道路事業三・五・二十六号鬼高若宮線

三　事業施行期間　自平成十二年一月二十七日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十六日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二千百三十八号旭都市計画道路事業三・五・三号旭駅前線

三　事業施行期間　自平成九年十二月十八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
甲府市富竹二丁目四九八番七から同市宝二丁目六五四番まで	前 C	七・五〇～一〇〇	〇・九九三キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	五・二〇～一〇五・二〇メートル		
	前 A	〇・〇〇～一〇九・〇八	〇・七六八	
	後 C	七・五〇～一〇〇	〇・九九三	
	後 B	〇・〇〇～一〇五・二〇		
	後 A	〇・〇〇～一〇九・〇八	〇・二六三	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所